

競技力向上対策本部規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、公益財団法人山梨県体育協会（以下「本協会」という。）定款第36条の規程に基づき設置された、競技力向上対策本部（以下「本部」という。）に関する必要な事項を定めるものとする。

(目 的)

第2条 本部は、本県選手が国民体育大会や各種大会等において優秀な成績を収めることができるように競技力の向上を図るとともに、県民のスポーツへの関心を高め、本県スポーツの発展を期することを目的とする。

(事 業)

第3条 本部は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 選手の育成・強化に関すること
- (2) 指導者の養成及び確保に関すること
- (3) スポーツの普及・啓発に関すること
- (4) その他競技力向上に必要な事業に関すること

(本部委員等の選任)

第4条 本部に本部長、副本部長、その他必要な委員を置く。

- 2 本部長、副本部長は、会長が本協会理事の中から選出し委嘱する。
- 3 本部長、副本部長以外の委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

(1) 県の代表	1名
(2) 県高等学校体育連盟代表	1名
(3) 県小中学校体育連盟代表	1名
(4) 企業スポーツ連絡協議会代表	1名
(5) スポーツ医・科学委員会代表	1名
(6) 県体育協会加盟競技団体代表	若干名
(7) 学識経験者	若干名

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、再任は妨げない。

(役員の職務)

第6条 本部長は、本部を代表し会務を総括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、職務を代行する。

(会議)

第7条 本部会議は本部長が必要に応じて招集して、議長となり本部の目的を遂行するため、必要な事項を審議決定する。

2 本部会議の議事は、出席者の過半数をもって決する。

(費用)

第8条 本部委員が本協会の職務のため旅行した場合に要する費用として、旅費を支給する。

2 旅費の額及び支給方法については、本協会旅費規程を準用する。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、その運営に関して必要な事項は、本部で定める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、公益財団法人山梨県体育協会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。